

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第49号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例附則第5項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例附則第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例附則第7項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例附則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) 条例附則第13項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(7) 略</p> <p>附 則</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 条例第4条の3第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例附則第19項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例附則第20項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例附則第21項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例附則第25項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(7) 略</p> <p>附 則</p>

2 条例附則第16項の規定により読み替えられた条例第3条第1項及び第4条第1項に規定する規則で定める額は、平成21年3月31日におけるその者の職務の級及び号給を、退職日に適用される職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の行政職給料表における職務の級及び号給とした場合に受けることとなる給料月額とする。ただし、平成21年3月31日におけるその者の給料月額を上限とする。

別表（第5条関係）

- 1 略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1)～(4) 略 (5) <u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</u> (6) 略
第2号区分	(1)～(10) 略 (11) <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であった者</u> (12) 略
第3号区分	(1)～(10) 略 (11) <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であった者</u> (12) 略

2 条例附則第30項の規定により読み替えられた条例第3条第1項及び第4条第1項に規定する規則で定める額は、平成21年3月31日におけるその者の職務の級及び号給を、退職日に適用される職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の行政職給料表における職務の級及び号給とした場合に受けることとなる給料月額とする。ただし、平成21年3月31日におけるその者の給料月額を上限とする。

別表（第5条関係）

- 1 略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1)～(4) 略 (5) 略
第2号区分	(1)～(10) 略 (11) 略
第3号区分	(1)～(10) 略 (11) 略

略

略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。